

# 新規採用養護教諭研修実施要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が新規採用養護教諭に対し実施する研修（以下「新規採用養護教諭研修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (新規採用養護教諭研修の目的)

第2条 新規採用養護教諭研修は、新任養護教諭に対し、現職研修の一環として、基礎的及び専門的な知識・技能の向上を図るため、養護全般に関する基礎研修及び専門研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うことを目的とする。

### (対象)

第3条 新規採用養護教諭研修を受ける者（以下「新規採用者」という。）は、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）に新たに採用された養護教諭（政令指定都市教育委員会及び中核市教育委員会が所管する小学校等の養護教諭を除く。）とする。

2 次に掲げる者は、新規採用養護教諭研修の対象から除く。

(1) 臨時的に採用された者

(2) 養護教諭として学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校、公立学校又は私立学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校において引き続き1年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者が養護教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、新規採用養護教諭研修を実施する必要がないと認める者

### (研修の受講)

第4条 新規採用者は、その勤務する小学校等において当該小学校等の校長（以下「校長」という。）が実施する研修（以下「校内研修」という。）を受講するとともに、校外において岡山県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）等が実施する研修（以下「校外研修」という。）を受講するものとする。

2 校内研修は、年間60時間程度（15日、1日4時間程度）実施するものとし、校外研修は、年間8日程度実施するものとする。

### (修了の認定)

第5条 研修の修了は、次の条件を満たした者について認定する。

(1) 研修への出席状況が良好な者

(2) 研修の目的が達成できたと認められる者

### (研修方式)

第6条 県教育委員会は、原則として、新規採用養護教諭研修の実施校に非常勤の研修指導員を置くものとする。

2 研修指導員は、校内研修において、新規採用者に対する指導の業務に従事する。

3 第1項の規定にかかわらず、校内指導員（校内研修において、新規採用者に対する指導の業務に従事する養護教諭をいう。）がいる場合は、これに替えることができる。

4 研修指導員による研修時間は、60時間以内とする。

5 研修指導員の任用、報酬及び勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項は別に定める。

### (責務)

第7条 新規採用者が所属する小学校等を所管する教育委員会（以下「所管の教育委員会」という。）は、当該新規採用者について、年間研修計画等に従い、新規採用養護教諭研修を受けさせるものとする。

## 第2章 研修の実施体制

### (年間研修計画)

第8条 県教育委員会は、年間研修計画を作成する。

2 年間研修計画には、第4条第2項に規定する基準に従い、校内研修及び校外研修の項目、実施時期その他必要な事項を定める。

3 県教育委員会は、年間研修計画の作成に当たっては、別に定める研修総合企画・調整委員会の意見を踏まえるものとする。

### (校内研修の運営)

第9条 校長は、第8条に規定する年間研修計画に基づき、校内研修及び校外研修の年間研修計画を作成し、研修指導員又は校内指導員を中心とする協働的な体制を確立するとともに、これを校務分掌に位置付けるものとする。

2 研修指導員又は校内指導員は、校長、副校長及び教頭の指導の下に、校内研修年間計画に従い、新規採用者に対して指導及び助言を行うものとする。

3 研修指導員又は校内指導員以外の教員は、校長、副校長及び教頭の指導の下に、校内研修年間計画に従い、研修指導員又は校内指導員と連携しつつ、新規採用者の指導及び助言に当たるものとする。

4 校長は、新規採用者が校外研修を受ける間、その業務が他の教職員等によって適切に行われるように配慮するものとする。

### (連絡協議会)

第10条 総合教育センターは、新規採用養護教諭研修を円滑かつ効果的に実施するため、校長、研修指導員及び校内指導員の連絡協議会を開催する。

## 第3章 研修の手続等

### (新規採用養護教諭研修参加申込書)

第11条 校長は、新規採用者の新規採用養護教諭研修への参加に当たり、研修教員報告書を作成し、所管の教育委員会に提出するものとする。

### (校内研修計画、校内指導実績報告書及び校内研修報告書)

第12条 校長は、校内研修計画書を作成し、所管の教育委員会に提出するものとする。

2 校長は、研修指導員について校内指導実績報告書を作成し、所管の教育委員会及び県教育庁保健体育課に提出するものとする。

3 校長は、研修の実施状況について、校内研修報告書を作成し、所管の教育委員会に提出するものとする。

4 所管の教育委員会は、前三項の規定により提出のあった計画書及び報告書について、研修の充実の観点から適切な指導を行うものとする。

## 第4章 雑則

### (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、新規採用養護教諭研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成9年4月17日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。